

証券化商品の販売等に関する自主規制規則について

日本証券業協会自主規制3部部長 植松義裕

日本証券業協会（以下「日証協」）は、米国サブプライム問題等を背景に、金融庁が金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に証券化商品の追跡可能性（トレーサビリティ）確保のための規定を追加したこと等を受け、我が国の証券化商品には、米国とは異なり、複雑な商品組成によって「リスクの所在の不確実性」が問題となる事例はみられていないが、今後も引き続き問題事例が起こらないよう手当しておくことが重要との考えの下、「証券化商品の販売に関するワーキング・グループ」を設置し、「証券化商品の販売等に関する規則」（以下「本自主規制規則」）を制定、公表した（6月1日施行）。

本自主規制規則は、日証協の協会員が、証券化商品を販売するに当たって（あるいは販売した後で）、投資家である顧客に対し、当該証券化商品の原資産等の内容やリスクに関する情報を適切に伝達するための態勢整備を行うことを定めたものである。協会員は、投資家に対し、これまでも投資判断やリスク管理に資する情報を適切に伝達してきているものと考えられるが、本自主規制規則の制定によって、これらの情報伝達が、ルールに基づいた形で、これまで以上に組織的かつ厳格に、また標準的に行われることとなる。本自主規制規則は、「証券化商品取引透明性の向上」の観点から、我が国証券化市場のさらなる健全な成長に資することを目的とするものである。

本報告においては、本自主規制規則制定の背景や内容等について解説を行う。